

国保からのお知らせ

RIZAPのサポートで健康づくり ～オンライン特定保健指導を受けてみませんか～

特定健診の結果から、生活習慣病のリスクの高さに合わせて、RIZAPの保健師または管理栄養士が3か月間専属で生活習慣の改善をサポートします。

また、11月は特定健診強化月間です。これを機会に特定健診または人間ドックを受診して、生活習慣病のリスクやがんの早期発見に努めましょう。

詳細は広報みな の 4月号または町ホームページをご確認ください。



整骨院・接骨院にかかるときは

整骨院・接骨院の先生は、“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。そのため施術には、健康保険の対象外のものがあります。

◎ 健康保険対象	× 健康保険対象外（全額自己負担）
○打撲・捻挫および肉離れなど ○骨折・脱臼 ※原則医師の同意が必要です。病院での治療と重複はできません。	○日常生活の中での疲れ・肩こり・腰痛・体調不良など ○あん摩・マッサージ代替りの利用 ○スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 ○脳疾患後遺症、リウマチ、五十肩、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ ○症状改善のみられない長期の施術 ○以前負傷した部位の痛み ○原因不明の痛みや違和感

【柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるときの注意事項】

- 交通事故など第三者行為では保険は使えません。その場合は下記へお問い合わせください。
- ご自身で「療養費支給申請書」の内容をよく理解し、氏名は必ず自分で記入しましょう。
- 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。
- 国保から治療内容をお尋ねすることがあります。

1か月に15日以上かかっている場合は、療養費支給申請書の内容と実際の施術日数などを確認しています。国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会することがあります。

問 合 せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

国民年金保険料控除証明書が送付されます

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料を納めたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

控除の対象

令和7年1月1日～12月31日に納めた保険料の全額

※過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

※ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も併せて控除が受けられます。

証明書の送付時期

○令和7年1月1日～9月30日に納めたかた…10月下旬～11月上旬に送付予定

○令和7年10月1日～12月31日に納めたかた…令和8年2月上旬に送付予定

問 合 せ 秩父年金事務所 ☎27-6560